

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令及び統計法施行令の一部改正（本則関係）

地方協力局労務管理課の所掌事務の特例（駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務）の期限（令和五年五月十六日まで）を五年延長し、令和十年五月十六日までとするとともに、

関係規定を整理すること。

第二 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。